

19 麻薬取締部

(1) 取締り

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け刑事訴訟法上の司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

・麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD など
・大麻取締法	大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻など
・あへん法	あへん、けし、けしがら
・覚醒剤取締法	覚醒剤
・麻薬特例法	薬物犯罪収益の隠匿・収受の処罰、薬物犯罪収益の没収など
・医薬品医療機器等法	模造医薬品、指定薬物（危険ドラッグ）

※ 麻薬特例法

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

※ 医薬品医療機器等法

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

[刑法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

事件によって、関係取締機関（警察、海上保安庁、税関など）と合同で薬物犯罪捜査を行っています。

また、毎年 6 月頃に、厚生労働省との共催で、管内薬物取締機関の参加を得て、近畿地区麻薬取締協議会を開催しています。新たに規制された薬物や取締上の特異事例などについて情報交換を行い、犯罪手口の変化に対応するための意見交換を行うなど各機関との連携を図っています。

② 実績

ア 檢挙人員・押収実績

令和 3 年度に近畿厚生局麻薬取締部が検挙した人員は合計 170 名で、覚醒剤約 2,577g、乾燥大麻約 13.6kg、大麻草 181 本、液体大麻約 187.1g、コカイン約 670.5g、MDMA 11,904 錠、模造医薬品（ED 治療薬など）63,013 錠などを押収しました。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
検挙人員	190 名	202 名	170 名

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

イ 特異事例

- 近年、大麻事犯の検挙者数が急増しており、特に若年層を中心に大麻汚染が広がっているため、麻薬取締部では取締を強化しています。
- 昨今、TwitterなどのSNSを利用した薬物取引が増加しており、麻薬取締部で検挙したTwitter利用の末端覚醒剤乱用者を捜査したところ、覚醒剤密売人や多数の薬物購入者の存在が判明しました。その背景には、①SNSの匿名性が犯罪に向いていること、②対面する必要がなく外出自粛を余儀なくされるコロナ禍でも取引が可能であること、などが考えられます。
- 大阪市内のビルの一室で、ED治療薬「バイアグラ」「シアリス」などの模造医薬品を販売したとして、韓国籍の被疑者2名を逮捕し、模造医薬品約6万錠を押収しました。

(2) 鑑 定

① 概要

薬物犯罪を立証するため、麻薬取締部では最新機器を使った規制薬物や証拠品の鑑定を行っています。

主な鑑定として、

ア 押収薬物の特定

イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液など）からの規制薬物の検出

ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

などがあります。

また、信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究も行っています。

② 実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鑑定総件数	1,612件	1,478件	1,518件

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※受理日を元に算出】

(3) 許 認 可

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬などは医薬品として医療上の有用性がありますが、ひとたび乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすことになります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通は医療や学術研究に限定されています。また取り扱うことのできる者を免許によって特定し、その取扱いを規制することによって、不正ルートへの横流しを防止しています。

近畿厚生局麻薬取締部は、麻薬及び向精神薬取締法などの規定に基づき、厚生労働大臣や近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可などの審査などを行っています。

② 実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
許認可総件数	1,044 件	517 件	470 件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

※ 麻薬携帯輸出入の許認可件数は例年約 350 件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により出入国者数が激減したため、令和 3 年度は 4 件であり、それに伴い許認可総件数も例年に比べて減少しました。

(4) 立入検査

① 概要

麻薬及び向精神薬取締法などの各法令に基づいて、免許・指定・届出・許可などを受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸売・卸売業者、医療機関、薬局などの小売業者、研究者に対し、管内府県の薬務担当者と協力し、立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
立入検査 実施総件数	186 件	446 件	109 件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

※ 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、立入検査数が減少しました。

(5) 違法薬物相談電話

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、大阪「06-6949-3779」、神戸「078-391-0487」にそれぞれ直通の電話番号を設置し、違法薬物全般に係る相談業務を行っています。

提供された情報を分析し、違法薬物の押収や被疑者検挙に向けた捜査を行っています。

② 実績

相談受理件数	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
大阪	257 件	207 件	165 件
神戸	33 件	72 件	31 件
合計	290 件	279 件	196 件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

(6) 再乱用防止対策

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、薬物の乱用によって刑事手続きを受けた方や薬物問題でお困りのご家族の方などを対象に、薬物乱用を繰り返さないための支援を実施しています。

② 実績

- ア 面談、電話、メールなどを用いた相談
- イ 認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施
- ウ 精神保健福祉センター、医療機関、自助団体などの紹介などで、専門職員が相談に応じています。

再乱用防止対策室の直通相談電話は「06-6949-6330」です。

(7) 薬物乱用防止のための啓発活動

① 概要

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために新たな乱用者を作らないことも重要であることから、近畿厚生局麻薬取締部は青少年に対する啓発指導などを実施しています。

② 実績

<主な予防啓発活動>

ア 不正大麻・けし撲滅運動

大麻の成長期や違法な「けし」の開花時期に合わせ、ポスター、リーフレットなどを配布し、府県・保健所などと協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、それらの発見・除去に努めています。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

ウ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10月～11月）

エ 学校教育における啓発活動

学校などにおける薬物乱用防止教室において講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。